

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年7月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

株式会社センク

#### (2) 所在地

春日市大土居三丁目170番地

#### (3) 代表者

代表取締役 土屋 妙子

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

産業廃棄物処分業の許可の取消し

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和4年7月7日

### 4 処分の理由

事業者は、少なくとも、令和2年2月から同年4月の間に、廃石膏ボードなどの産業廃棄物15トンを自社事業場（筑紫野市大字山家1024番410）内に不法投棄した。

当該行為は、法第16条に違反し、法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に規定する許可取消事由に該当する。